

インフルエンザによる出席停止と治癒証明書について

インフルエンザにかかった場合は、本人の健康回復と他への感染防止のために出席停止となりますので、医師の指示に従い、休養してください。この期間については、通常の欠席からは除外されます。

なお、従来は、医師からの許可を得たことを証明する「治癒証明書」の提出をお願いしていましたが、インフルエンザの患者が急増している場合、「治癒証明書」の発行のために生徒が医療機関を受診することは、医療体制を確保する上で支障となることが考えられます。

つきましては、インフルエンザで欠席される場合は下記のようにお願いします。

- 1 感染が確認された時点で必ず学校にご連絡ください。(0586-76-1400)
- 2 インフルエンザにかかったことを証明できる書類の提出
 - ・本校の様式による「インフルエンザ感染証明書(様式2)」をご利用ください。
必ずしも、医療機関の証明をいただくものではありません。
- 3 提出時期
 - ・登校時に提出
登校時が原則ですが、困難な場合は、後日提出していただいても結構です。
- 4 その他
 - ・今回配布しました「インフルエンザ感染証明書」用紙はそのままお使いいただけますので保管をお願いいたします。なお、紛失された場合は、職員室または保健室に用意してありますのでお申し出ください。また、本校ホームページからダウンロードもできます。

*以下の出席停止の対象となる感染症の場合は従来の治癒証明書をご利用ください。

麻疹（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風疹・結核・水痘（水ぼうそう）
咽頭結膜熱（プール熱）・百日咳・その他の伝染病等

(参考)

インフルエンザの出席停止期間について

【出席停止期間の算定の考え方】

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合

⇒「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として、△日間を経過した後に出席可能となる。

〈例〉「解熱した後2日を経過するまで」の場合

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日
解熱	1日目	2日目	出席可能

ただし、学校保健安全法施行規則に定める第二種感染症（インフルエンザ、麻しんなど）の出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた場合についてはこの限りではない。

【インフルエンザによる出席停止の期間の例】

出席停止の期間の基準	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
------------	---

・発症後2日目に解熱した場合（児童・生徒）

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	出席可能
		解熱	1日目	2日目		

※ 幼児も出席可能

・発症後4日目に解熱した場合（児童・生徒）

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		出席可能
				解熱	1日目	2日目	

※ 幼児はさらに1日後

※ ただし、病状により学校医やその他の医師が感染のおそれがないと認めた場合には、出席可能

様式2

回	校長	教 頭	教 務	保 主	養 護 教 諭	担 任
覧						

インフルエンザ感染証明書

_____年 _____組 氏名_____

インフルエンザ(疑いを含む)感染症を認めます。

出席停止期間 : 平成 _____年 _____月 _____日 から 平成 _____年 _____月 _____日

平成 _____年 _____月 _____日

医師氏名 _____ 印

または 保護者氏名 _____ 印

※保護者記入の場合は受診を証明できるもの(調剤説明書のコピー等)を添付ください。